

人権・労働方針

オルファ株式会社（およびオルファワークス株式会社）は、事業活動を通じて人権を尊重することを重要な経営課題と認識し、国際人権宣言やその他の国際的な規範（国際労働機関（ILO）の「労働における基本原則および権利に関する ILO 宣言」など）に基づく下記の人権・労働方針を策定しております。

1. 基本的人権の尊重と差別・ハラスメントの排除

基本的人権を尊重し、募集、採用から配置、処遇、教育、退職などあらゆる雇用の場面において人種、信条、肌の色、性（性自認、性的指向を含む）、宗教、国籍、言語、身体的特徴、財産、出身地などを理由とした、あらゆる差別的な取り扱い、および各種ハラスメントを禁止する。

2. 児童労働の禁止および若年労働者への配慮

地域の法令が定める就労可能年齢に満たない者を雇用しない。

また、18 歳未満の従業員については、特に各国・地域の法令に基づき健康と安全に配慮する。

3. 強制労働・奴隷労働の禁止

強制または拘束労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、すべての従業員に就業を強制せず、自由に離職できる権利を保証する。



オルファ株式会社
オルファワークス株式会社

4. 賃金および福利厚生

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付金などに関する各国・地域の法令を遵守し、適切な給与を支払う。また、不当な減給は行わない。

5. 労働時間

従業員の労働時間の決定、および休日、年次有給休暇の付与などについて、各国・地域の法令を遵守する。

6. 従業員との対話・協議

人権を尊重し、健康で安心して働ける職場環境を確保する。

また、マネジメントからの一方的な指示伝達ではなく、双方向の意見交換の場を定期的に設け、風通しの良い職場環境を目指す。